

大阪市公園条例の一部を改正する条例案

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「附する」を「付する」に改め、同条第6項中「大阪城公園」を「大阪城公園又は鶴見緑地」に改め、同条第7項中「又は」を「若しくは」に、「において」を「又は鶴見緑地野外卓、鶴見緑地球技場、鶴見緑地運動場、鶴見緑地庭球場、鶴見緑地馬場、鶴見緑地パークゴルフ場、咲くやこの花館、むらさき亭、陳列館ホール若しくは水の館ホール（以下「鶴見緑地野外卓等」という。）において」に改め、同条第8項中「）及び」を「）、」、同条の規定により鶴見緑地の管理を行うもの（以下「鶴見緑地の指定管理者」という。）、に、「は、前2項」を「又は同条の規定により鶴見緑地野外卓等の管理を行うもの（以下「鶴見緑地野外卓等の指定管理者」という。）は、前2項」に、「第1項及び」を「第1項若しくは」に改め、同条第9項中「又は」を「、鶴見緑地の指定管理者、」に、「指定管理者に」を「指定管理者又は鶴見緑地野外卓等の指定管理者に」に改める。

第8条の2中「第12条第10号」を「第12条第2項第10号」に、「都市公園を故なく起居の場所とし日常生活を営んでいる者に起居の場所として一時的に利用させるための」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 都市公園を故なく起居の場所とし日常生活を営んでいる者に起居の場所として一時的に利用させるための施設
- (2) 本市が設置する小学校又は中学校の運動場

第9条の7第1項中「及び」を「、鶴見緑地の指定管理者又は」に改める。

第16条の2第1項中「又は代行施設の」を「、鶴見緑地の指定管理者又は代行施設の」に、「若しくは大阪城野球場等」を「、鶴見緑地、大阪城野球場等若しくは鶴見緑地野外卓等」に改め、同条第2項中「又は第7項」を「若しくは第7項」に、「又は第3項」を「若しくは第3項」に、「又は大阪城野球場等」を「、鶴見緑地、大阪

城野球場等若しくは鶴見緑地野外卓等」に、「並びに」を「又は」に、「又は代行施設」を「、鶴見緑地の指定管理者又は代行施設」に改め、同条第3項中「又は」を「、鶴見緑地の指定管理者又は」に改め、同条第6項及び第8項中「及び代行施設」を「、鶴見緑地の指定管理者又は代行施設」に改め、同条第9項中「及び」を「、鶴見緑地の指定管理者又は」に改め、同項第1号中「大阪城公園」を「大阪城公園、鶴見緑地」に改め、同項第2号中「大阪城公園又は」を「大阪城公園、鶴見緑地又は」に、「指定管理者又は」を「指定管理者、鶴見緑地の指定管理者又は」に改める。

第25条第2項中「指定管理者」を「指定管理者又は鶴見緑地の指定管理者」に、「及び」を「又は」に改め、同条第4項中「指定管理者」を「指定管理者又は鶴見緑地野外卓等の指定管理者」に、「及び」を「又は」に改める。

別表第4 1 大阪城公園又は大阪城野球場等を占用する場合の利用料金の表中「又は大阪城野球場等」を「、鶴見緑地、大阪城野球場等又は鶴見緑地野外卓等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第8条の2の改正規定 平成31年4月1日

(準備行為)

2 鶴見緑地（大阪市公園条例第3条第2項に規定する代行公園の部分に限る。）、鶴見緑地野外卓、鶴見緑地球技場、鶴見緑地運動場、鶴見緑地庭球場、鶴見緑地馬場、鶴見緑地パークゴルフ場、咲くやこの花館、むらさき亭、陳列館ホール及び水の館ホールに係るこの条例による改正後の大阪市公園条例（以下「改正後の条例」という。）第16条の2第3項の規定による利用料金の額の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、

改正後の条例第16条の2第3項及び第5項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成31年2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

鶴見緑地の一部及び鶴見緑地野外卓ほか9施設における行為の許可等を指定管理者に行わせるとともに、都市公園の占用の許可を与えることができる仮設の物件又は施設の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市公園条例 (抄)

(行為の制限等)

第4条 省 略

2 - 4 省 略

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を附することができ、
付する

きる。

6 大阪城公園又は鶴見緑地（代行公園の部分に限る。第8項、第16条の2第1項、第2項及び第9項並びに別表第4において同じ。）において第1項各号（第7号を除く。）に掲げる行為をしようとする場合における前各項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「第18条の規定により大阪城公園又は鶴見緑地（代行公園の部分に限る。）の管理を行うもの」とする。

7 大阪城野球場、大阪城西の丸庭園又は 豊松庵（以下「大阪城野球場等」という。）又は若しくは

鶴見緑地野外卓、鶴見緑地球技場、鶴見緑地運動場、鶴見緑地庭球場、鶴見緑地馬場、鶴見緑地パークゴルフ場、咲くやこの花館、むらさき亭、陳列館ホール若しくは水の館ホール（以下「鶴見緑地野外卓等」という。）において第1項各号（第7号を除く。）に掲げる行為をしようとする場合における同項から第5項までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「第18条の規定により当該有料施設の管理を行うもの」とする。

8 次の各号のいずれかに該当するときは、第18条の規定により大阪城公園の管理を行うもの（以下「大阪城公園の指定管理者」という。）及び

、同条の規定により鶴見緑地の管理を行うもの

同条の規定により大阪城野球場等の管理を行うもの

（以下「鶴見緑地の指定管理者」という。）、

の（以下「大阪城野球場等の指定管理者」という。）又は同条の規定により鶴見緑地野外卓等の管理を行うもの（以下「鶴見緑地野外卓等の指定管理者」という。）は、前2項の規定により読み替えられた第1項及び 第3項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその若しくは

条件を変更し、又は行為の中止若しくは原状回復を命ずることができる。

(1) - (3) 省 略

9 前項の規定により同項に規定する必要な措置を命ぜられた者は、命ぜられた措置を完了した

ときは、速やかにその旨を大阪城公園の指定管理者又は 大阪城野球場等
、鶴見緑地の指定管理者、

の指定管理者又は鶴見緑地野外卓等の指定管理者に届け出なければならない。

(都市公園の占用の許可を与えることができる仮設の物件又は施設)

第8条の2 令第12条第2項第10号の条例で定める仮設の物件又は施設は、市規則で定める都市公園に設けられる仮設の施設で、都市公園を故なく起居の場所とし日常生活を営んでいる者に次に掲げる

起居の場所として一時的に利用させるためのものとする。

(1) 都市公園を故なく起居の場所とし日常生活を営んでいる者に起居の場所として一時的に利用させるための施設

(2) 本市が設置する小学校又は中学校の運動場

(意見の聴取)

第9条の7 大阪城公園の指定管理者及び 代行施設の指定管理者は、第
、鶴見緑地の指定管理者又は

4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可又は第9条の2の許可に関し必要があると認めるときは、第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第4項第2号又は第9条の3第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2-3 省 略

(利用料金)

第16条の2 市長は、大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地の指定管理者又は代行施設の指定管理者に第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可に基づく大阪城公園若しくは 大阪城野球場等若しくは鶴見緑地野外卓等の使用に係る料
、鶴見緑地、

金又は代行施設及びその附属設備の使用に係る料金（以下これらを「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 第4条第6項又は 第7項の規定により読み替えられた同条第1項又は 第3項の許可
若しくは 若しくは

を受けて大阪城公園又は 大阪城野球場等若しくは鶴見緑地野外卓等を使用しようとする
、鶴見緑地、

る者並びに代行施設及びその附属設備を使用しようとする者は、大阪城公園の指定管理者、鶴
又は

見緑地の指定管理者又は代行施設の指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、別表第4に掲げる金額（代行施設の附属設備を使用する場合については、市規則で定める種別に応じて市規則で定める金額）の範囲内において、大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地の指定管理者又は代行施設の指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 - 5 省 略

6 大阪城公園の指定管理者及び 代行施設の指定管理者は、次の各号に
、鶴見緑地の指定管理者又は

掲げる区分に応じ、当該各号に定める利用料金を免除することができる。

(1) - (8) 省 略

7 省 略

8 前2項に定めるもののほか、大阪城公園の指定管理者及び 代行施設
、鶴見緑地の指定管理者又は

の指定管理者は、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認める場合には、利用料金の5割に相当する額の範囲内において利用料金を減額し、又は免除することができる。

9 大阪城公園の指定管理者及び 代行施設の指定管理者は、次の各号の
、鶴見緑地の指定管理者又は

いずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可又は第9条の2の許可を受けた者の責めに帰すことのできない特別の事由により大阪城公園、鶴見緑地又は代行施設を使用することができなくなったとき

(2) 第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可又は第9条の2の許可を受けた者が大阪城公園、鶴見緑地又は代行施設の使用を開始する前に大阪城公園、鶴見緑地又は当該代行施設の使用の許可の取消しを申し出た場合において、大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地の指定管理者又は代行施設の指定管理者がその理由を相当と認めて使用の許可を取り消したとき

(3) 省 略

(業務の範囲)

第25条 省 略

2 前項各号に掲げるもののほか、大阪城公園の指定管理者又は鶴見緑地の指定管理者は、第4条第6項の規定により読み替えられた同条第1項及び第3項の許可に関する業務を行うものと
又は

する。

3 省 略

4 前項各号に掲げるもののほか、大阪城野球場等の指定管理者又は鶴見緑地野外卓等の指定管理者は、第4条第7項の規定により読み替えられた同条第1項及び第3項の許可に関する業務又は

を行うものとする。

別表第4（第16条の2関係）

1 大阪城公園又は 大阪城野球場等又は鶴見緑地野外卓等を占有する場合の利用料金、鶴見緑地、

省	略
---	---

2 省 略